

入場券特別配布について

1. 出場校用アルプス券や応援グッズは球場到着までに配布して下さい。事故や混乱防止のため、阪神甲子園球場内や球場周辺(ホテル・旅館、商業施設、公共施設など近隣施設も含む)での配布は禁止しています。ただし、関西在住の県人会やOBなど事前配布が困難であると大会本部が認めた場合に限り、特別に球場そば高架下での配布を許可しています。「特別配布申請」(「応援について」様式D)を大会本部に提出して許可を得て下さい。

申請書は1、2回戦は試合日の2日前、準々決勝以降は前日までに大会本部へ提出して下さい。

なお、入場券のほかにメガホンなどの応援グッズも入場券とセットで配布を認める場合もありますので、特別配布申請(様式D)に明記し、大会本部に提出して下さい。

特別配布にあたっては、以下の点を必ず守って下さい。

- i 配布枚数は500枚を限度とし、配布の際には現金のやりとりをしないこと。
- ii 配布場所は原則として阪神甲子園球場そばの高架下(国道43号高架下の5号スパン=2ページ参照)とします。
※配布場所は状況により変更する場合があります。
- iii 一般客と区別するため、配布予定者の名簿を受付に準備して下さい。
- iv 配布責任者として応援団責任者(正)(副)とは異なる教職員を選任し、混雑、トラブル防止のために配布予定数の50人に1人程度の割合で整理員を置いて下さい。
- v 配布用のテーブルといすは大会本部で貸し出します。
- vi 雑踏警備や安全対策上、問題があると思われる場合は入場券配布のみに限定したり、場所の変更を指示したりすることがあります。係員や警備員の指示に従って下さい。
- vii 配布時間は第1試合の開始2時間前から試合開始まで。第2試合以降は前の試合開始から7回裏終了までとします。

2. 入場券が残った場合、球場周辺で一般客や他校応援団に売らないで下さい。所轄警察署から不正販売行為と見なされ、取り締まりを受けます。

3. 大会本部は警備上、出場校ごとの発売入場券枚数を事前に把握しています。他の学校に入場券購入を依頼したり、依頼を受けたりしないで下さい。

入場券の一部を他校へ譲渡したり転売した例がありました。このような事実が明らかになった場合、関係校には、以後の入場券は一切発売しません。くれぐれもご注意下さい。

大会中の球場前 国道43号高架下 案内図

